

総務生活委員会会議録

1 日 時 令和5年9月5日(火曜日)
開会 午前 9時56分
閉会 午後 1時46分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	高 谷 幸 男	副委員長	山 田 雅 徳
	委員	荒 木 将之介	委 員	森 安 健 一
	〃	三 宅 啓 介	〃	岡 崎 亨 一
	〃	村 木 理 英	〃	剣 持 堅 吾
(欠席)	なし			

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西 村 佳 子	同次長	宇 野 裕
同主幹	岩 佐 知 美		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中 島 邦 夫	政策監	難 波 敏 文
秘書室長	丸 野 裕 子	総合政策部長	梅 田 政 徳
政策調整課長	岡 本 紀 子		
市政情報課長兼デジタル化推進室長		難 波 孝 次	
人口増推進室長	目 黒 由 基	総務部長	内 田 和 弘
総務課長	小 川 修	総務課主幹	小 野 美 千 代
総務課主幹	藤 原 優	財政課長	横 田 優 子
財政課主幹	岡 真 里	財産管理課長	小 野 達 史
財産管理課主幹	林 琢 也	契約検査課長	鹿 野 雅 弘
市民生活部長	新 谷 秀 樹	人権・まちづくり課長	渡 邊 康 広
交通政策課長	小 原 靖 子	交通政策課主幹	林 輝 昭
消防長	中 山 利 典	消防総務課長	西 川 貴 幸
予防課長	廣 惠 敏 孝	予防課主幹	鷺 見 寿 幸

6 付議事件及びその結果
別紙のとおり

7 議事経過の概要
別紙のとおり

8 その他必要な事項
別紙のとおり

総務生活委員会審査報告書

令和5年9月5日

総社市議会議長 村木 理英 様

総務生活委員会

委員長 高谷 幸男

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したから会議規則第110条及び第145条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第44号	委託契約の締結について	原案を可決すべきである
議案第45号	総社市火災予防条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第50号	令和5年度総社市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである
意見第2号	人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについて	推薦に同意すべきである
意見第3号	人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについて	推薦に同意すべきである
陳情第3号	合併特例債事業において、国の決議（衆参両院による付帯決議）並びに県の指導を無視した新市庁舎建設事業には問題があり、再度、新庁舎屋上展望台計画の見直しと中止を求める陳情書	不採択とすべきである
	（理由） 国の決議や県の指導を無視して行っておらず、見直しや中止は採択できないため。	

開会 午前9時56分

○委員長（高谷幸男君）

ただいまから総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は8名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、陳情第3号 合併特例債事業において、国の決議（衆参両院による付帯決議）並びに県の指導を無視した新市庁舎建設事業には問題があり、再度、新庁舎屋上展望台計画の見直しと中止を求める陳情書の審査に入ります。

本件について、当局から説明があればお願いいたします。

財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 特段にはございません。

○委員長（高谷幸男君） では、本件について各委員から御意見等があれば御発言願います。

ありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） ちょっと当局に確認をさせていただきたいと思います。

こちら、陳情書の中に、高い構造物であるとか展望台ができること、このことは近隣住民や市民には全く一度も説明がなされていないという文言があります。それ以外にも、国の決議や県の市町村課の指導を無視して行う事業と。合併特例債については、衆参両院の中の付帯決議であるとか県の市町村課からの指導において住民合意を尊重すると、そういうことが陳情者の方が書かれてありますけれども、そこらあたりのことを無視して行った事業であると、そういう認識であるのか、ちょっとそこら辺の考えを確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（高谷幸男君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 三宅委員の御質問にお答えいたします。

今回の陳情、題名にもあります国の決議並びに県の指導を無視したという言葉がございますが、それにつきましては、付帯決議の中に書いてあります住民合意の尊重という部分を指しているものというふうに思われます。ただし、当局といたしましては、住民合意の形成と尊重という部分におきましては、ワークショップを開催をし、計画においてパブリックコメントも実施をして意見をお聞きしているところでございます。また、議会のほうでも、小委員会等を通して審議をいただきまして、議決もいただいているというところでございます。また、内容につきましても、ホームページにおきまして基本構想、基本計画、基本設計、実施設計の内容について公表をさせていただいているところでございます。各いろんな自治体において手法は様々だというふうに思いますが、本市としても、決してその付帯決議に反して行っているというふうには考えてはおりません。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 三宅委員、よろしいか。

○委員（三宅啓介君） はい、分かりました。

○委員長（高谷幸男君） ほかに御意見はございませんか。

三宅委員は、今の御意見について採択とか不採択とか、そのあたりはどうでしょう。

○委員（三宅啓介君） 今回の当局のお話を聞いても、私は、この国の付帯決議であるとか県の市町村課の指導を無視して行っておらず、市民の方には基本的に説明を行っているというふうに理解をいたしております。したがって、この陳情書に関しましては、採択できない、不採択という立場であります。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 三宅委員は不採択ということですが、他に御意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は不採択とすべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は不採択とすべきであると決定いたしました。

この際しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時5分

再開 午前10時5分

○委員長（高谷幸男君） 休憩を閉じます。

不採択ということで決定いたしておりますが、本件の議決結果について理由を付けなければならないとなっておりますが、その内容につきましては委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長に一任と決定いたしました。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時6分

再開 午後1時2分

○委員長（高谷幸男君）

休憩前に引き続き常任委員会を再開いたします。

まず、議案第44号 委託契約の締結についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

市政情報課長。

○市政情報課長（難波孝次君） 失礼いたします。議案第44号 委託契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

このたび委託契約を締結しようとするのは、総社市新庁舎等ネットワーク構築業務でありまして、5月26日に公募型プロポーザル実施の公告を行い、6月7日にプロポーザル参加表明書の受付を締め切ったところ、1者の参加表明がありました。6月27日に書類審査による選定委員会、7月10日に企画提案書、プレゼンテーションによる選定委員会を開催しまして、結果、合格点に達していましたことから、コアテック株式会社を受託候補者として選定しました。その後、7月24日に同社と随意契約により契約金額3億8,500万円で委託仮契約を締結したところでございます。

この業務委託の予定価格が1億5,000万円以上であり、総社市契約条例第2条の規定に該当することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、委託期間は、本契約発行日から令和7年3月31日まででございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 御説明いただきましてありがとうございます。

議案書4ページに契約の相手方の経歴ということで、コアテック株式会社、主な契約経歴ということで、総社市の小・中学校の関係のことで、これ、代表的なもので書いていただいておりますけれども、その他、総社市役所に関するものの何か実績がありますでしょうか、お聞かせください。

○委員長（高谷幸男君） 市政情報課長。

○市政情報課長（難波孝次君） 山田副委員長の御質問でございます。

コアテック株式会社につきましては、現在本市のネットワーク保守委託も請けていただいております。あと、細々した内容ではございますが、市役所全般にわたりまして細かい契約は多数あるかと思っております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 御紹介いただきました。

小・中学校、ここに書いてあるもの以外にも、本市のネットワークの保守委託なり、そのような実績があるということでした。

これ、応募事業者が1事業者ということであったということですが、これ、最低基準点を設

定されているのは、510点満点で382.5点と。評価点として396.2点ということで、合格基準は上回っているということでもありますけど、ちょっとお尋ねをしたいのが、これ、この設定基準、いろんなところで基準がありますけども、コアテック株式会社が特に優れている点であるとか、逆にここは評価上はちょっと弱かったというようなところがあれば御紹介いただきたいのと、例えばその評価が低い点があつたとすれば、今後どういったところでその低い評価点を上げていただくであるとか本市の事業にとって最適であるように持っていくかという、そのあたり、方向性があればお聞かせください。

○委員長（高谷幸男君） 市政情報課長。

○市政情報課長（難波孝次君） 山田副委員長の御質問であります。

応募が1事業者ということでございますが、最初打診を受けていた業者はほかにもあつたのですが、結局応募されたのが1者ということになっております。

選定の点数でございますが、満点510点のところ382点。これ、ずば抜けて良いというわけではないのですが、これにつきましては可もなく不可もなくというか、市が出したプロポーザルの仕様に対して忠実に作ってきてくれたという点とか、市としてはもっとそれを上回るような提案、企画を期待していたのですが、市の要求には十分応えてくださっているんですが、特に目をみはる提案とかはなかったということで、この点数となっております。

良い点につきましては、現在も市のネットワークの保守等を、また先ほども言われましたように、市のG I G Aスクール等も整備していただいておりますので、総社の実情はよくご存じになっておられるということで、また事業所も市内にあるということで、何かありましたら日中では30分以内ぐらいでは駆けつけてくださるといった安心感は持っております。

また、悪い点につきましては、先ほども言いましたが、もっと市の、僕らの予想を超えた提示をしてほしかったというのがあります。

今後についてなんですが、これから市役所が完成するまであと一年半ぐらいあります。そうした中で、仕様書に従って整備していただくわけなんですが、その中でも問題となる点などをいろんなアイデアで解決してくださることを期待しております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 510点満点で、最低基準点の設定が382.5点ということで。今回のコアテック株式会社は396.2点ということで、先ほどの説明の中であれば、特に問題はないのかなというふうに思います。平日、日中であれば、何かあつても30分以内に御対応いただけるということで、例えば夜間であるとか、それ以外の部分でも、24時間365日対応していただけるんでしょうから、先ほど御説明いただいた実質動くまでにはまだちょっと時間がありますので、もっとより良いものを連携して作っていただきたいと思います。答弁は結構ですので、よろしく願いいたします。

○委員長（高谷幸男君） 他に質問はありませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 5ページの業者選定の経緯なんですけども、実施要領配布が5月26日ということで締切りが6月7日ということで、これ、僅か12日間。これ短いんじゃないかなと思うんですけども、他市の例を見てみると大体14日程度あるんですけども、その透明性とかの面でこの辺が気にかかるかなと思ったんですが、何かこれは理由がありますか。

○委員長（高谷幸男君） 市政情報課長。

○市政情報課長（難波孝次君） 村木委員の御質問でございます。

6月7日が参加表明書の受付期限となっております。企画提案書自体は6月23日で、実施要領配布から約1箇月、間を取っております。その1箇月が長いか短いかなんですが、ほかの業者も検討してくださったという話も伺っておりますので、1箇月は妥当ではないかと判断しております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 村木委員。

○委員（村木理英君） この参加表明の受付が実施要領配布から12日間という間が短いんじゃないかなということなんですけど、他市の例を見てみると大体14日間ぐらい取っている。その辺の差異は何かありますか。

○委員長（高谷幸男君） 市政情報課長。

○市政情報課長（難波孝次君） 参加表明から、通常であれば2週間ぐらいということでありまして。短いと言われてしまえば、意図して短くしたとかはないんですけど、期間の設定的に短くしてしまいました。また、今後このような案件がありましたら、十分な期間を取ってまいりたいと思います。どうもすみませんでした。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） ほかにございませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） ちょっと教えてください。

選定委員の構成員のメンバーは誰々ですか。

○委員長（高谷幸男君） 市政情報課長。

○市政情報課長（難波孝次君） 構成員につきましては5名いまして、総合政策部長、総務部長、私であります市政情報課長、あと財産管理課長、契約検査課長、以上の5名を選定しております。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。

これ、ネットワークとか、かなり専門的な知識が必要になってくると思うんですけども、メンバーはこの構成でよかったという、何か基準を設けたんですか、このメンバーで。

○委員長（高谷幸男君） 市政情報課長。

○市政情報課長（難波孝次君） 明確な基準は設けてはないんですが、総合政策部、総務部、あと契約担当部署とか庁舎管理部署、そういった部署で選定していきました。おっしゃるように、ネットワークの基本的な知識としては、本当に専門的な分野になったら難しいと思うんですが、提案自体は結構ざっくりとした提案になっておりますので、それが今の通常のネットワークで仕事をしていて、これが新庁舎になるとどういったものになるかどうなのか、そういった点において審査をしていただきました。

以上でございます。

（「分かりました。結構です。」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） ほかにはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第45号 総社市火災予防条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

予防課長。

○予防課長（廣恵敏孝君） それでは、議案第45号 総社市火災予防条例の一部改正について御説明をいたします。

この条例の改正でございますけれども、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準等を改める必要が生じたので、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正前後表を御覧ください。

まず、第11条の2につきましては、電気自動車等の急速充電設備の全出力の上限が撤廃されるとともに、火災予防上必要な事項について所要の整備を行おうとするものでございます。

また、第23条につきましては、喫煙場所等に設ける標識について必要な事項の整備を行おうとす

るものでございます。この第23条の改正に伴いまして、第16条では語句の追加を、別表第7については削除するものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は令和5年10月1日から施行することといたしております。続いて、第2項から第4項では、第11条の2及び第23条の規定の適用について経過措置を設けるものでございます。

以上でございます。御審議のほうよろしく願いいたします。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第50号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（横田優子君） それでは、議案第50号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度途中における事業の推進等により必要となりました経費を計上するものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億1,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ326億230万円とするものでございます。

本委員会の所管に属するものにつきまして、便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の12ページ、13ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第3節職員手当等2億2,600万円の増額は、希望退職者等に係る退職手当を計上するものでございます。

第6目財産管理費、第24節積立金につきましては、説明欄のうち、子育て王国そうじゃ基金積立

金を除く全てが本委員会の所管に属するもので、財政調整基金積立金、庁舎等整備事業基金積立金、教育施設整備事業等基金積立金、美術博物館施設整備事業基金積立金の増額につきましては、令和4年度決算剰余金をそれぞれの基金に積み立てるものでございます。職員退職手当基金積立金1億1,500万円の減額は、定年延長制度に基づき積み立てる予定にしておりましたが、その額の一部が本年度必要となったため取りやめるもので、退職希望者の状況によるものでございます。

次に、第7目企画費、第13節使用料及び賃借料162万円につきましては、総社市公式LINEを活用し、行政手続の申請や問い合わせ機能を持たせるなどの機能拡張を図るため、電算サービス等使用料を増額するものです。

第11目交通対策費、第12節委託料、総社市新生活交通運行委託料423万2,000円及び倉敷中央病院往復便運行委託料9万2,000円につきましては、岡山県内のタクシー運賃値上げに伴い、それぞれ委託料を改定するため増額するものでございます。

第9款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費、第10節需用費40万7,000円の増額は、消防団員公務災害防止活動援助事業の助成金40万5,000円が決定したため、消防団員が災害現場で安全に活動ができるよう防火帽56個を整備する経費を補正予算要求するものでございます。

続いて、14ページ、15ページをお開きください。

第13款予備費47万円の増額につきましては、予算調製でございます。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、予算書10ページ、11ページにお戻りください。

第11款地方交付税6億2,108万7,000円の増額につきましては、本年度の普通交付税額の確定によるものでございます。

第19款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金3億5,300万円の減額は、財源調整でございます。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、第4節雑入につきましては、まず説明欄の一つ目、消防団員安全装備品整備等助成金40万5,000円は歳出で御説明いたしました消防団活動用のヘルメット購入に対する助成金、そしてその他雑入37万8,000円の減額は財源調整でございます。

第22款市債、第1項市債、第15目臨時財政対策債2,708万9,000円の減額につきましては、本年度の額確定によるものでございます。

続きまして、第2条債務負担行為の補正について御説明いたしますので、4ページ、5ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正（追加）の電子文書管理システム導入事業委託は、令和6年度中に運用を開始しようとしております電子文書管理システムの導入につきまして、今年度から導入事業の委託を開始する必要があるため、期間を令和5年度から令和6年度まで、限度額を5,500万円とし、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、第3条地方債の補正について御説明いたしますので、第3表地方債補正（変更）を御覧ください。

二つ目の臨時財政対策債が本委員会の所管に属するもので、歳入の減額に伴いまして限度額を減額するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、調書に記載してある款項目、さらに事業名を言った後、主要な事務、事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） すみません、ちょっと教えてください。

この債務負担行為の電子文書管理システムの導入事業委託というのは、もう少し詳しく、どういうふうなことになっていくのかちょっと教えていただけますか。

○委員長（高谷幸男君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 三宅委員からの御質問でございますけれども、この電子文書管理システムというものでございますけれども、この中身の今想定しておりますものとしたしましては、まず一つは文書の管理システムというもので、今で言いますと、基本紙媒体で文書を取り扱っておりますけれども、これを電子媒体で管理できるようなシステムでございます。あわせて、性能と申しますか、持っているという観点で、電子決裁ということも可能になるというシステムでございます。それと、内部の人事系のところを管理します、庶務管理を行うシステム。勤怠であったりとか、そういったところですが、そういった部分も運用できるようなシステムをもって、紙媒体で今行っているものを、電子運用というような形にしていこうとするものでございます。

○委員長（高谷幸男君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 何となく分かりました。

これは、新しい庁舎ができて、その庁舎ができてからスタートするというイメージなのか。

○委員長（高谷幸男君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 三宅委員からの再度の御質問でございますけれども、できればこの現庁舎のときにそのシステムを導入して運用を開始したいと考えております。といいますのは、新庁舎に移動したことによって、様々職員も住民サービスというところがうまく移行できればいいんですけれども、そういったところでの住民サービスの低下の懸念というところもございます。そこに併せてこの文書管理であったり人事管理というところのシステムを同時にということになりますと、さらに住民サービスの低下を起しかねないというところがございますので、先行してできれば、システムをこの現庁舎のうちに運用を開始して、その状態をもって新庁舎のほうに移行できればと思っております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。

あともう何点か、さっきの職員の勤務も今のデジタルで管理するということになる、例えば出勤の時間とか、ICカードみたいなので管理したりするようなことをしているところもあると思うんですけども、そういうようなイメージなのか、ちょっと別のものなのか、そこが1点と、もう一つは、ほかの自治体で公文書を全部電子化して、倉庫に保管してたやつも全部DVDとか、そういうデジタル機器に落とし込むみたいなことをやってたんですけど、そういうことも想定されてるものなのか、ちょっと教えてもらえますか。

○委員長（高谷幸男君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 三宅委員からの御質問でございます。

人事の管理の部分でございますけれども、休暇であったりというところの管理も当然できる部分でございますけれども、機能といたしましては、今想定しているもので言いますと、出勤とかというところも管理ができる機能を有するものにしていこうと思っております。ただ、それをどういうふうに管理をしていくのか、例えばカード管理とするのか、もしくは指紋であったりというような認証というところを使ってやるのかというところは、機能は備えたものを導入していく中で、そこを活用するかしないかというところは、時期であったり状況を見て判断をしていければというようなどころをもって、機能は有してるものを導入できればと思っております。

それともう一点、文書の電子化の部分でございますけれども、今もう既に紙媒体としてあるものについては、データ化をしない形で取り扱っていくようになるかと思っております。新たに発生する文書のところを極力電子化をしていければ、紙の削減、また今複合機、プリンターですね、こちらの使用料の削減というところ、またキャビネットがかなり庁舎内にたくさんありますけれども、そういったところも大分減らしていけるというところで、スペースの活用もかなり幅が利かせるのかなというふうには思っております。ただ、今、まだこれ以外に、例えば財務の関係、会計の関係ですね、そのあたりのシステムというのは残ってというところになるので、導入ができたから一遍に全てが紙がなくなってというところはちょっと難しいのかなと思っておりますので、段階的になるかと思えます。

以上でございます。

（「分かりました。ありがとうございます。」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） ほかにありませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 歳出の第2款総務費、第24節積立金、その中の職員退職手当基金積立金1億1,500万円の減と。これは、先ほどちょっと説明があったんですけども、これ、定年延長等が関与しているというふうに考えたらいいのかということと、それとこれは減なんですけど、それと美

術博物館施設整備事業基金積立金のこれが開始されてると。これは、私がちょっと勘ぐるんですけど、これをするためにこっちへ回したのかなと思ったんですけど、そういうことはあっても言えないかも分かりませんが、そこら辺のバランスがどうなのかなというのと、美術博物館の積立金も大事なんですけど、これ、積立てのルール、どういったルールで積み立てていくのか、そのあたりをちょっとお答えください。

○委員長（高谷幸男君） 財政課長。

○財政課長（横田優子君） まず、職員退職手当基金積立金につきましては、定年延長の制度が導入され、本来令和5年度は定年退職がない年度に相当するので、本来60歳で退職する人が令和6年度に退職するというところを見越して、その分を使ってしまわないようにここで積み立てる予定にしていたんですけども、希望退職を出される方がいらっしゃったということで、積み立てる必要がなくなったということでございます。

それから、美術博物館の積立金ですが、今までも決算剰余金の状況を見ながら積立てをさせていただいておるところでございます。このたびたくさん黒字になりましたので、まずは、ルール上は財政調整基金に決算剰余金の2分の1以上を積み立てるといふのがありますので、まずそれを確保、そして総社市ルールで庁舎の整備基金、それから教育施設の整備事業の基金、これらに決算剰余金の10分の1以上ぐらいを積み立てれるなら積み立てようということに今までできております。なおかつ美術博物館についてはずっと懸案事項でありましたが、平成30年、令和元年あたりは、赤字決算ということもあり、しばらく十分な額を積み立てられていないという経緯もございましたので、ここで積立てをさせていただいているということでございます。

○委員長（高谷幸男君） 村木委員。

○委員（村木理英君） さっき三宅委員が言われたんですけど、債務負担行為の電子文書管理システム導入業務委託、これ、どこまでやるのかということなんです。結局私が聞きたいのは、電子決裁を入れるつもりかどうなのかということなんです。ここをちょっと教えてほしいんですよ。

○委員長（高谷幸男君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 村木委員からの御質問でございます。

電子決裁の機能というものが、先ほど話をさせていただきました文書管理システムという中にございますので、そこをもって電子決裁というのが導入が可能になりますので、そこは導入していくつもりでございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 他に質問はありませんか。

山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、職員給与費ということで、先ほど村木委員も少し触れていただいておりますが、ちょっと確認の意味を込めてお尋ねをいたします。

退職手当ということで、これ、退職はいろんな種類というか、いわゆる定年退職と、あとこちらに書いていますこの普通退職というのが、調べるといわゆる自己都合などで辞められる方、希望退職者というのが早期退職募集制度による退職ということで、もう少し種類があるんですけども、まずこの普通退職者、希望退職者の退職手当を計上するものと書いていらっしゃいますので、これ、この金額、退職される方が何人いらっしゃるのかと、普通退職、希望退職、これ、内訳を教えてくださいいただけますでしょうか。

あともう一つ、先ほど定年延長のことも質疑がありました。本来、今までであれば60歳で定年退職だった方が定年延長になったので61歳定年になるんでしょうけど、そうじゃなくて、60歳で、今までの定年というところで辞められるんだという方はこの希望退職者の中に入ってるのかどうかの確認をさせていただきますでしょうか。

○委員長（高谷幸男君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 山田副委員長からの御質問でございます。

今回の普通、希望退職者ということで計上しております退職手当でございますけれども、全体で11名分ということになっております。その内訳でございますけれども、定年に係るもので5名、希望退職というところで6名ということになっております。

この定年退職の5名でございますけれども、実際は定年延長がかかっていますので、61歳というところをもって退職をする希望があった方ということになりますけれども、従前だと60歳でというところで既に定年というところだったんですけども、この61歳を迎える前段のところをもって60歳から後、役職定年をもって引き続き実際の61歳定年までというところで希望されてる方については、今回退職手当の支給対象となりませんので、そこは計上しておりません。それ以外の選択をされた方についてが5名ということで今回計上したものでございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 承知をいたしました。

じゃあ、もう一つちょっとお尋ねをしたいんですけども、第2款総務費、第1項総務管理費、第7目企画費、デジタル化推進事業ということで、補正理由として、LINEを通じた住民サービスをはじめDXによる行政サービス向上を図るためということであります。これは補正ですので、今年度分の予算になるかと思えますけど、これ、いつぐらいからLINEのこのサービス、いつからこれ、スタートされるんでしょうか。もう既にやってるものも含めて前倒しになるんでしょうか。

○委員長（高谷幸男君） デジタル化推進室長。

○デジタル化推進室長（難波孝次君） 山田副委員長の御質問でございます。

現在7月20日よりLINEの活用のほうを始めさせていただいておりますが、現在は、お試しというか、そういう状態で使わせていただいている状況でございます。今回予算要求しました部分で

すが、10月以降で正式契約を行いたいということで、6箇月分予算を上げさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 10月から6箇月分ということでお答えいただきました。

内訳のところ、公的個人認証サービス利用分ということで、これ、月に429件分ということで書いていただいております、この公的個人認証サービス、これ、LINE Payとか、そういったものを使うことに対するものということでいいのでしょうか。

○委員長（高谷幸男君） デジタル化推進室長。

○デジタル化推進室長（難波孝次君） 山田委員の再度の御質問でございます。

山田委員がおっしゃられるように、LINE Pay部分と、あと、もうこれ、マイナンバーカードを利用した本人確認等を行うのにこの公的個人認証サービスの利用料が必要になってきます。この部分につきましては、申請してから審査等ありますので、一応12月の開始を、この公的個人認証に書いてある項目につきましては12月からの利用予定で考えております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） お答えいただきました。

これ、月に429件という数字を出していただいておりますけども、あと超過分というのも書いていただいておりますが、これは、見通しとしては大体月にこれぐらいの利用なのかなというのを見越してやってるのか、そもそもその契約の単体というのが、契約の上限が429件なんですよということなのか、ちょっとその考え方を、すみません、教えてください。

○委員長（高谷幸男君） デジタル化推進室長。

○デジタル化推進室長（難波孝次君） 山田副委員長の御質問でございます。

月429件という半端な数字なんですけど、これは、LINE社の用意しているプランが、基本部分が月に429件で、月額単価が2万5,725円ということになっております。その下の超過部分につきましては、超過部分1件につき50円ということで、毎月1,000件分掛ける4箇月分を計上いたしております。超過部分につきましては、超過があった月だけというか、そういった積算の方法になります。

以上でございます。

（「ありがとうございます。」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち、本委員会の所管に属する部分は、可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち、本委員会の所管に属する部分は、可決すべきであると決定されました。

次に、意見第2号及び意見第3号 人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについての一括審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長(渡邊康広君) それでは、意見第2号及び意見第3号の人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

本市推薦の人権擁護委員のうち、2名の方の任期が令和5年12月31日をもって満了となることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、市議会の御意見をお伺いし、候補者を推薦しようとするものでございます。

まず、意見第2号に係る候補者につきましては、総社市中原にお住まいの川上和美様で、この方を引き続き推薦したいと考えております。

川上様におかれましては、令和3年1月から人権擁護委員を1期3年務めていただいております。人格識見が高く、司法書士として活躍され、相談をはじめ啓発活動にも積極的に取り組み、地域住民に寄り添って活動されており、人権擁護委員として適任であると考えます。

次に、意見第3号に係る候補者につきましては、総社市久代にお住まいの三上啓子様で、この方を新たに推薦したいと考えております。

三上様におかれましては、昭和55年3月に武庫川女子大学文学部を御卒業の後、同年4月から京都府宇治市立西小倉小学校をはじめ複数の小学校に御勤務の後、平成29年3月から総社市立総社小学校で校長としての御勤務を最後に定年退職されておられます。また、同年4月から総社市教育支援センターにセンター長として勤務され、令和5年3月に退職されておられます。

三上様におかれましても、人格識見が高く、人権擁護について御理解があり、小学校教諭等の前職で培った様々な経験を生かし、地域に寄り添って活動されておられて、人権擁護委員として適任であると考えております。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長(高谷幸男君) これより、意見第2号及び意見第3号の二件について一括質疑に入ります。

す。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) これをもって、これら二件に対する質疑を終結いたします。

これより、意見第2号及び意見第3号の二件について一括討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) なしと認めます。

これをもって、これら二件に対する討論を終結いたします。

これより、意見第2号及び意見第3号の二件について一括採決いたします。

これら二件は推薦に同意すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) 御異議なしと認めます。

よって、これら二件は、推薦に同意すべきであると決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後1時46分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

総務生活委員会委員長 高谷 幸男